

2024 年度 第 1 回 安全保障研究部会兼 IT・AI・情報学研究部会研究会実施報告

部会目的

■安全保障研究部会

近年、我が国とり巻く安全保障環境は、益々不安定かつ不確実な情勢になってきております。特に北朝鮮は、米朝首脳会談に臨みつつも、具体的な行動は起こさず、朝鮮半島情勢の不安定性は引き続き継続しております。また、中国は、急速な軍事力の増強を背景として、我が国周辺において一方的な活動を行うなど、地域や国際社会での安全保障上の強い懸念事項となっております。さらに、ロシアも我が国周辺で活発な活動を続けているほか、サイバー・電磁波空間、宇宙空間といった新たな領域における課題の顕在化や大規模災害対処など、グローバルな安全保障上の問題も広範かつ多様化しております。このような多様な安全保障上の課題を多角的な見地から研究することを目的としております。

■ IT・AI・情報学研究部会

近年、情報技術 (Information Technology=IT)、人工知能 (Artificial Intelligence=AI) などの急速な発展により、経済活動や社会生活はもとより、安全保障環境全般をも根底から覆すような社会情勢になってきております。そこで、本部会を設立することにより、IT や AI、情報セキュリティなど情報学やインテリジェンスに関連する分野を、技術の側面のみならず、施策、戦略、国際枠組み等に至るまで多角的に研究することを目的としております。

1 実施日 2025 年 1 月 18 日 (土) 13:00~17:00 (研究会)

17:00~18:30 (懇親会・フリーディスカッション)

2 場所 東京都中野区立地域活動センター会議室 B

3 参加者 乾一字学会顧問、安保研会長、AI 研部会長、幹事以下 4 名

4 研究会の概要

(1) セッション 1 乾一字学会顧問

「資源の自給できない国は、戦争ができるのか？」について、主に食料資源、エネルギー資源の面より分析・評価の方法の説明と数カ国を挙げ分析と評価がなされた。続いて、次期大統領トランプ氏の報道等の公開情報より分析した次期政権の政策についての講話があった。参加者からの質疑、およびその説明・解説がなされた。

(2) セッション 2 (IT・AI・情報学研究部会) 村上恒夫 AI 研幹事 (学会理事) より

以前の発表「生成 AI の利用についてー ChatGPT の利用とこれからの課題」、「生成 AI と共に生きる社会ー AI と生きるということはどういうことか」に引き続き、今回「科学技術 (AI) の発展は民主主義にどのような影響をもたらすか」(副題: ChatGPT が答える民主主義に最も必要なことは何か) との題材で発表が行われた。

前回同様、本発表資料は生成 AI (OpenAI の ChatGPT、Google 社の Bard) を中心に作成したことが事前に指摘された。民主主義には「現実直視」「平等」「公平」「公正」のすべてが重要だが、「公正」が特に重要な基盤となる、という結論に至るプロセスを、ChatGPT との対話をトレースしながら解説・説明がなされた。

(3)セッション3(IT・AI・情報学研究部会) 泉谷清高 AI 研部会長より

「デジタル化の進展とエネルギー消費へのインパクト」(副題:データセンターと国際海底ケーブルの課題)との題材で発表が行われた。まずは、国際エネルギー機関(IEA)発行レポート「Electricity 2024(Analysis and forecast to 2026)」のデータセンターと AI に関わる点についての説明があった。続いて、日本のデータセンター事情として東京・大阪に集中していること、国際海底ケーブルの陸揚局(施設)が房総半島志摩半島に集中していることを指摘、今後予想される首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の自然災害等を考えると「集中のリスク」があり、現在推進中の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」では、データセンターの分散立地と海底ケーブルの整備、他ルート化の促進、国際海底ケーブルと陸揚局の防護を推進している、との説明があった。

(4)セッション4(安全保障研究部会) 佐々木孝博 研究部会長

「武力紛争に関わる国際法からみたロシア・ウクライナ戦争」との題材で発表が行われた。2022年2月に生じたロシア・ウクライナ戦争について、実質的な戦闘がどのように行われているのかの分析は多数発表されているが、国際法的に検証した論考はまだ少ない。本発表では、「武力行使に訴える権利に関する法(jus ad bellum: ユス・アド・ベルム)」の見地からロシアが主張する戦争開始の正当性について、次に「武力行使開始後に(侵略国、被侵略国を問わず)適用になる法(jus in bello: ユス・イン・ベロ)」に基づき、ロシア・ウクライナ両国が武力紛争法に抵触する部分について明らかにした。続けて、国際法の限界と、ロシアが国際社会において、これまでどおりの大国としての影響力を失うに至る判断基準に、国際法の規範が用いられたということで一定の存在意義があった、との説明がなされた。

(泉谷清高 記)